

## 独占禁止法基本問題懇談会（第17回）議事概要

平成18年10月12日

- 1 日時 平成18年10月10日（火）10：00～12：40
- 2 場所 総理大臣官邸 大会議室
- 3 出席者  
塩崎 恭久 内閣官房長官  
(懇談会委員)  
座長 塩野 宏 東京大学名誉教授  
座長代理 金子 晃 慶応義塾大学名誉教授  
委員 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
榎野 信治 読売新聞東京本社論説委員  
神田 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長  
古賀 伸明 日本労働組合総連合会事務局長  
小林 いずみ メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長  
佐野 真理子 主婦連合会事務局長  
角田 真理子 明治学院大学法学部助教授  
根岸 哲 甲南大学法科大学院教授  
浜田 道代 名古屋大学大学院法学研究科教授  
日野 正晴 駿河台大学法科大学院研究科長  
増井 和男 慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授  
松井 彰彦 東京大学大学院経済学研究科教授  
村上 政博 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授  
村田 恒子 松下電器産業株式会社パナソニックシステム  
ソリューションズ社法務グループマネージャー  
諸石 光熙 住友化学株式会社特別顧問  
山本 孝宏 弁護士  
(専門調査員) 今井 法政大学教授  
(その他) 公正取引委員会 竹島委員長、松山 経済取引局長  
(事務局) 内閣府大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 土肥原 室長、別府  
次長、東出 参事官

#### 4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 論点整理に対する意見・情報の概要について
- (3) 公正取引委員会からのヒアリング
- (4) 閉会

#### 5 論点整理に対する意見・情報の概要について

事務局から、7月21日から9月8日にかけて行った「独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に関する論点整理」に対する意見・情報募集に対して寄せられた意見・情報の概要について報告があった。(資料1及び資料2参照)

#### 6 官房長官挨拶

官房長官から、以下の趣旨の挨拶があった。

- ・ 本懇談会で検討をお願いしている課徴金制度の在り方、審査・審判手続の在り方、不公正な取引方法に対する措置の在り方は、難しい課題ではあるが、競争政策は日本経済のインフラであり、国際社会の中で日本経済を発展させていくためにどのような競争政策の在り方が望ましいかについて、日本の独自性も踏まえつつ、提言をお願いしたい。

#### 7 公正取引委員会からのヒアリング

- (1) 公正取引委員会竹島委員長から、独占禁止法違反行為に対する金銭的不利益処分の在り方、不公正な取引方法に対する措置の在り方、不服審査の在り方等に対する公正取引委員会の考え方について説明があった。(資料3参照)

- (2) これに対する質疑応答・意見交換は概ね以下のとおり。

- ・ 裁量性を採用すると処理が長期化するという短所があるのは確かであるが、課徴金を「行政上の制裁」と位置付けるのであれば、違反行為の悪質性・重大性に応じて公正取引委員会が裁量的に金額を算定して課すことが自然なのではないか。

公正取引委員会が課す課徴金について、検察庁や裁判所と同じように悪質性、責任要件までみるというのは裁量性があり過ぎて、現実的でないし、行政処分でそこまでする必要もないと考える。

- ・ 不服審査の在り方に関して、取消訴訟で審決が覆ることは稀ということ

であるが、最高裁に上告されたため結審はしていないものの、高裁で覆された事例もある。また、不服審査の在り方を検討するに当たっては、審判も含めどの程度時間を要したかという視点も重要である。

- ・ 企業のコンプライアンスの努力が不十分という点に言及があったが、独占禁止法の内容がわかりにくいことが、コンプライアンスの徹底の障害となっている部分があり、分かりやすくする努力も必要。
- ・ 刑事罰と「行政上の制裁」たる金銭的不利益処分の併科が、憲法が禁止する二重処罰にあたらないと考えられる根拠は何か。

刑事罰は、行為の反社会性、反道徳性に着目して科すものであり、他方、行政上の措置は、行政上の目的を達成するために行うものであり、両者は、趣旨、目的、手続が異なるので、二重処罰にはあたらない。

- ・ 不服審査の在り方を議論する場合には、公正取引委員会の在り方全体の枠組みの中で議論すべきである。独占禁止法がこれまでに我が国に定着してきたのは、準司法機能と専門性に支えられた公正取引委員会の独立性によるところが大きいだが、この独立性を揺るがすことは問題である。
- ・ 平成17年独占禁止法改正により、審判制度の機能や運用はどのように変わるのか。

制度面では審判を経ずに命令が出せるようになったが、事前手続もあり、事業者側は不服があれば、審判、高裁、最高裁と争えばよいので、事業者側の利益にも配慮した手続上問題のないものとなっている。実務的には、被審人による引き延ばしができなくなり、審判における争点が明確化したこと、排除措置命令と課徴金納付命令を同時に出せるようになったことから、迅速な事件処理が可能となった。

- ・ 海外の競争当局との連携への取組は行われているのか。

国際カルテルに対して、日米欧が共同して立入調査を行った例がある。課徴金減免制度も導入され、制度も整合性があるものとなってきたので、今後とも国際的な連携に取り組みたい。

- ・ きちんと検討した上で命令を出しているということであるが、従来、供述しても調書を取ってもらえないという指摘があったことや審判になって供述調書の内容の一部が認定されないという事例があったことも認識すべき。
- ・ 実効性のある制度を検討するにあたり、念頭に置くべきことは何か。

実効性を確保するためには、制度の問題と人材の両方が必要。人材については法曹資格者の確保について現実的な制約もある。

- ・ 平成17年改正で、適正手続の観点から、一部改善がなされたが、今後とも運用面で改善すべきところがあれば、改善する予定はあるのか。

運用で改善すべき点があれば改善するというスタンスに変わりはない。

- ・ 独占禁止法及び景品表示法における団体訴訟制度は、平成19年度中に結論を得るとされているところ、本日の説明では、不公正な取引方法のみを対象として団体訴訟制度を導入するということが。

団体訴権は、景品表示法の行為類型を含めて検討を行っている。また、事業者団体が団体訴訟できるようにすべきとの指摘もあり、消費者団体訴訟に限定せずに検討を行っている。

## 8 今後の予定

次回会合(10月31日)以降の審議の進め方について検討した結果、行政上の措置と刑事罰との関係、違反行為に対する金銭的不利益処分の在り方、審査・審判手続の在り方、不公正な取引方法に対する措置の在り方等について論点ごとに順次検討していくこととなった。

(文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)